

東京都排出量取引セミナー & マッチングフェア2024 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の参考気配について

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第1部

2024年11月13日

ともに挑む。ともに実る。



- 以下の方法により、東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における取引価格の参考気配を査定

「査定」とは、市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

項目	内容
時期	2024年8月～9月
方法	① 排出量取引を行い得る制度対象事業者（売り手と買い手の双方）及び仲介事業者を抽出 ② 合計12社に対し、取引意向、取引価格、市場概況等に関するヒアリング調査を実施 ③ ②の調査結果に基づき、「標準的な取引」（詳細は次頁）における価格水準（査定価格）を推定
査定主体	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

- ヒアリング調査から示唆される市況、及び過去の査定等を総合的に考察し、今回の査定においては、以下の条件を標準的な取引の条件と設定した

項目	条件
対象クレジット	第二計画期間、及び第三計画期間に発行された以下のクレジット ・ 超過削減量 ・ 再エネクレジット※ ・ 埼玉連携クレジット ※グリーン電力証書を活用する再エネクレジット（その他削減量）に限定
単位数量	第三計画期間の利用において1t-CO ₂ と認識される量
取引ロット	500t-CO ₂ 以上 5,000t-CO ₂ 未満（相当）
受渡しと決済の時期	約定から30日以内（最短）の単回の取引
取引相対	買い手又は売り手となる制度対象事業者が相対で行う取引

ヒアリング調査の結果：買い手の状況

- 全体的に需要はまだ顕在化しておらず、整理期間に入ってから増加すると考えられる
- クレジットの購入や準備に着手している買い手が見られる。過去の取引実績がある場合はその際の約定価格を基準に検討する場合が多い

買い手の状況

- 全体的に買い手の動きはまだ活発化していない。整理期間に入り、不足量が確定した後、第三計画期間に初めて不足となる事業者の需要や、既に一部調達した事業者からの中小ロットの需要が顕在化すると見られる。
- 仲介事業者等への問合せや見積依頼を始める買い手が見られる。過去の取引実績がある場合はその際の約定価格を基準に検討する場合が多い。また見積は複数社から取る事業者が多い。それらの結果をもとにした買い手の想定価格は、現在のところやや低めに抑えられている。
- 一方で、第三計画期間に初めて不足となる事業者を中心に、不足量の試算や取引方法に関する情報収集に着手できていないケースもある。
- 不足量が多い場合や調達までの期間が短い場合、クレジットの調達可能性から、取引相手が仲介事業者や多くのクレジットを保有する事業者に限定される場合もある。

ヒアリング調査の結果：売り手の状況

- 売り手の動きは活性化しておらず、販売する場合は第二計画期間のクレジットが中心となる
- 第二計画期間のクレジットは確実な売却を優先するために、価格の提示水準を調整する売り手も存在する

売り手の状況

- 超過削減量を保有している潜在的な売り手の中にも、手続きの手間等の理由から積極的に販売に乗り出さない事業者があり、売り手の動きは活性化していない。
- 第三計画期間のクレジットに関しては、削減目標が強化される第四計画期間に備えて、売却よりもバンキングを選ぶ傾向が見られる。クレジットを販売する場合は第二計画期間のクレジットが中心となる。
- 第二計画期間のクレジットは、有効期限の到来前（第三計画期間履行期限である2026年9月末まで）に確実に売却するために、取引成立を優先した価格提示を行うケースが見られる。
- 第四計画期間からはグリーン電力・熱証書に加えて、非化石証書の持つ環境価値を排出量から控除可能になるため、将来的には非化石証書の価格も売り手の動向に影響を与える可能性がある。

ヒアリング調査の結果：クレジットの種類

- 第二計画期間の超過削減量が取引の中心を占めるが、第三計画期間の超過削減量についても、需給が見合い取引が成立しているケースも存在する
- 過去の取引経験などから、一部の事業者は超過削減量以外のクレジットの取引を優先している

クレジットの種類

- 現在、都制度において取引されているクレジットは、第二計画期間の超過削減量を中心。
- 第三計画期間の超過削減量は、第四計画期間の削減義務率強化に備えてバンキングに回されているケースが多く、取引量が少ないため価格も高いが、一部では需給がマッチして取引が成立しているケースも存在する。
- 買い手は超過削減量を中心に検討を開始するが、一部の事業者は過去に取引経験がある種類・調達先の方が負担が少ないことなどから、その他のクレジットを優先して取引している。
- 都制度とリンクしている埼玉県制度のクレジット（埼玉連携クレジット）の取引も見られるが、活発ではない。

ヒアリング調査の結果：再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットはグリーン電力証書を変換したものが多く、証書の価格帯をもとにして価格が決まる傾向である
- グリーン電力証書の供給はやや減少傾向であり、再エネクレジットの価格は高止まりしている

再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットは、グリーン電力証書由来のものが多く、この証書の価格帯をもとにして取引価格が決まる傾向である。
- 超過削減量と比較し高額であるが、グリーン電力証書を継続的に調達している事業者などは、都制度の義務履行においても再エネクレジットの利用を 선호するケースがある。
- グリーン電力証書については、温対法などの国の制度への対応や各種イニシアチブ（CDP、RE100、SBTi等）における報告など都制度外における需要が引き続きある一方で、供給がやや減少傾向にあることなどから、価格が高止まりしている。その結果、再エネクレジット価格も同様に推移している。

- 東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度におけるクレジット価格の査定値
(2024年9月時点)

クレジット	査定価格帯	(参考) 2024年2月時点の査定価格帯
超過削減量 (第二計画期間発行分)	200～1,000 円/tCO ₂	200～1,100 円 /tCO ₂
再エネクレジット	4,100～8,200 円/tCO ₂	4,100～8,200円 /tCO ₂

【留意点】

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの
- ✓ ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、実際の取引価格は、取引形態、特に取引ロットの大小によって、ここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある
- ※ヒアリングを行った標準的な取引のロットは、500～5,000t-CO₂
- ✓ 再エネクレジットの査定価格は、主にグリーン電力証書の参考価格等から推計

超過削減量および再エネクレジットの価格推移（円/t-CO₂）

